

## 静岡市市民活動推進協議会 第3回（仮称）市民活動推進条例部会 議事録

と き 平成18年3月13日（月）18:00～20:00

ところ 静岡市役所新館170会議室

出席者 部会委員：日詰委員、赤池委員、木村委員、坂野委員、玉置委員

オブザーバー参加：田辺氏（蒲原町NPO審議会副委員長）

蒲原町まちづくり課：佐藤係長（蒲原町NPO審議会事務局）

国際課：吉井副主幹（市民参画推進条例庁内プロジェクトチーム委員）

総務課：加藤参事、野田主査（市民参画推進条例庁内プロジェクトチーム事務局）

市民生活課：田中副主幹、山本主査、宮城島主査

傍聴者：2名

### 1. あいさつ 日詰会長

#### 報告事項

#### 2. 視察報告：狛江市、箕面市、京都市（資料1）

##### 意見交換

赤池委員：京都市の市民参加推進計画は、市民参加推進施策が濃く、市民活動推進施策は薄いとの報告だが、その場合の市民参加推進施策とは何か？

事務局：今回の報告では、市民参加施策は「市政に市民の意見を反映するための施策」で、市民活動及び協働の推進施策は「市民活動の活発化と、市民活動と行政の協働を推進する施策」という理解で報告させていただいた。したがって、京都市はパブリックコメントやタウンミーティングなど前者の施策が中心になっているということ。

日詰委員：京都市の特徴として、市民参加推進計画の推進状況のレポートを作成、公開して、チェックしている点がある。

玉置委員：市民参加を推進するとき、議会との兼ね合いは？

総務課：議会制民主主義を補完する制度という位置付け。議会への市民参画は入っていないが、その部分は議会が中心になってつくってほしいと考えている。

### 3. 今までの議論のふりかえり（資料2）

#### 審議事項

#### 4. 市民参画推進条例と市民活動推進条例の位置付けについて（資料3）

##### 意見交換

日詰委員：市民参画と協働の位置付けについては、市民個人の組織への参加が「参加」あるいは「参画」

であり、組織と組織が協力して事業に取り組むのが「協働」という定義が、現在、一般的になっている。一方、市民が身近な問題意識を持ち取り組む活動を参加と定義して、それが必要性に応じて協働に発展していく、つまり、協働は参加の発展型だという見方もある。いずれにしても、本条例では、バラバラな市民の組織化の推進をフォローすべきではないか。

木村委員：図の中で、市民活動と行政と協働事業をつなぐ部分が なのはなぜか。また、協働事業から社会的課題に向いている矢印は「解決」という意味ではないのか。

玉置委員：協働事業は主体ではないので矢印ではないと思う。

事務局：本当は協働事業を挟んで、市民活動と行政を置き、両者が手をつないで協働事業を担うという表現にしたかったのだが、紙面の都合で並びになっていないのでわかりにくいかもしれない。

木村委員：活発化・発展からの矢印の先は協働事業ではなく、市民活動から協働事業へ延びる線だと思う。つまり、市民活動が協働事業に向かうのを促進するということ。

田辺委員：活発化・発展からの矢印は社会的課題の解決に向かうのではないか。

事務局：事務局案の主旨は木村委員のおっしゃるようなところにあったが、田辺委員のおっしゃることももっともなので、二本延ばしたらどうか。

木村委員：活発化・発展から社会的課題の解決に直接、向かう矢印は大切。

赤池委員：複雑すぎてしまうのではないか。例えば、中学生が理解できるかどうかと考えたとき無理だと思う。活発化・発展は要らないのではないか。

坂野委員：活発化・発展がないと、この条例の対象範囲をうまく表せないと思う。この条例の対象範囲は、市民から市民活動への組織化の促進、市民活動の活発化・発展の推進、協働の促進の三つだと思うので、これがうまく表現できる方がいい。

木村委員：協働事業をもっと大きくした方がよいと思う。

事務局：本案をもとに坂野委員のご意見を加味したものと、赤池委員の提案に即したものと、後日、2パターンつくって送るようにします。

## 5. 条例に盛り込む項目について（資料4,5）

### 意見交換

#### 条例化か、指針その他にするかどうかの協議

赤池委員：罰則があるわけでもないので、条例にこだわる必要はないと思う。ただ、理念の担保という意味では条例もよいと思う。施策面では小回りが大事。

木村委員：罰則がなくても、条例の拘束力は強いと思う。首長が変わって、施策がぶれるという可能性は大いにありうる。方向性を揺らしたくないし、頻繁に変えるものではないのではないか。

日詰委員：拘束力を必要とする部分のみ条例化して、他を指針に委任するのはどうか。

赤池委員：例えば、市民活動の状況をみても、3年前と今では、大きな変化がある。そういう変化に対応できるようにすべき。

玉置委員：条例でも、指針でも、結局は担当者次第だと思う。そうだとすると、理念は条例化して高いところに置いておく方がよいと思う。施策の部分は予算をいくら取れるか、という話だ。

木村委員：行政も市民活動も、条例だと期待値が違ってくる。

田辺委員：条例は行政を縛る。不変的なものは条例に、変える必要があるものは指針にすべき。ただ、条例だって変えられないことはない。

木村委員：条例にしたときと、指針のときでは、事務局の負担は違うのか。

事務局：条例の場合、制定時には事務的負担は大きいですが、運用の段階では内容次第だと思う。

総務課：柔軟に対応する部分は「別に定める」規定を設けることができる。

日詰委員：不変的な理念や手続きについては条例で定めるといってどうか。

赤池委員：それなら賛成。

木村委員：男女共同参画の場合、他市の事例をみると、条例化する場合と指針の場合がある。指針としている自治体では軽く扱われていると市民に思われているようだ。

日詰委員：部会の結論としては、不変の理念や手続きについては条例化し、残りは要綱や指針、規則に委任するということにします。

#### 盛り込む内容に関する協議

坂野委員：基本的に「        に努める」という条文になると思うので、他市の事例をベースに、既存の指針内容を勘案して考えていけばよい。ただし、市民の組織化促進については指針に盛り込まれていないので、新たに検討する必要がある。

事務局：資料4の他市が盛り込んでいる項目の中で、他の項目は何らかのかたちで対応することは可能だと思うが、基金については制度研究などについても時間が必要であり、財源確保の面からも難しい部分がありますのでご承知ください。

坂野委員：指針には「基金を研究する」というような記述になっている。その程度でよいのではないか。

田辺委員：まだまだ、市民活動は財政的に弱いと思うし、市の姿勢を打ち出す意味でも、財政支援は載せるようにした方がよい。

日詰委員：行政がどこまで支援するのか、という意味からも基金は難しい。市が手厚くやりたいというならやるべきだが、市民が自分の力でやろうとしているときに手を出してよいのかということも考えなければならない。

木村委員：他市の条例を読むと、前文が情緒的すぎて、何を指すのかが見えてこない。例えば、「まちの個性」とか、「豊かさ」とか、漠然と記述されても具体的なものがわからない。ことばが踊っているようなものは避けたいと思う。

赤池委員：編集者の目でみると、余計なものは削りたいというのが市民が求めていることだと思う。そうすると他市の条例では、ほとんど要らない記述ばかりだと思う。

田辺委員：例えば、自治基本条例は解説書にあるように話し合ったものを集約したものだと思う。条例だと、凝縮された用語が突然出てきて、内容がわかりにくいという感じもする。

日詰委員：専門家の立場でのコメントだが、前文は非常に重視される。日本国憲法もそうだが、前文を読むと、どのような法律かがわかる大切なものだと思う。

玉置委員：条例そのものを評価する、というようなものも入れられるのか。

日詰委員：審議会を設置して、毎年、チェックしていくということもできる。

田辺委員：蒲原町では審議会がその機能を果たしている。

赤池委員：定期的なチェック規定というようなものはできるのか。

総務課：毎年度、進捗状況を報告し公開するというようなことはできる。

赤池委員：話は変わるが、他市で次のようなことがあった。全国的にも有名な子育てNPOがあり、初めはその自治体も、国の補助事業などについて「ぜひ、やってください。協力します」と言っていたが、NPOの活動に対して地域住民から苦情が出たら、手のひらを返したように態度が変わった。そういうことがないようにNPOを守る条項を入れることはできないだろうか。

日詰委員：協働の本質が、その自治体職員に理解されていればよかったと思う。

赤池委員：地縁組織の偉い人が苦情を言ったので、行政は折れたということでもあった。そういう地域ボス的な人の発言に行政は弱い。

坂野委員：団体登録制度で、一定の位置付けを保證するという方法はあると思う。あと、その事例では職員は国や他の評価が高いということで上辺だけの評価をしていたのだと思う。仕組みとして担保できればよかったと思う。

玉置委員：保護するというのはどうかと思う。NPO側が魅力を高める努力をすべきだし、根回しといった努力も大切だと思う。ある程度、厳しくしないと生き残れない。

木村委員：協働の現場ではいろいろなことが起こる。例えば、報道された情報が一人歩きしてしまうこともある。

赤池委員：良い土俵づくりが必要ではないか。

田辺委員：NPO法の施行から10年も経っていない。一般の人の中には、未だに「NPO法人だからタダでやってくれるんでしょ？」というような声、NPOはボランティアであり、奉仕活動であるというような認識があると思う。そういったところの理解を進めるために有識者の役割が大きいと思う。

日詰委員：部会の結論を確認します。ベースは条例とし、残りは要綱や指針、規則に委任することとします。また、個人の組織化の記述については今後、検討していくこととします。